

令和 2 年 3 月 18 日

第 2 回 新型コロナウイルス感染症対策会議の概要

- 1 日 時 令和 2 年 3 月 16 日 (月) 16 時 00 分～17 時 00 分
- 2 場 所 役場 2 階会議室
- 3 出席者 本部長、副本部長、本部委員全員（水道課：課長補佐代理出席、建設課：参事代理出席）

4 会議結果の概要

(1) 長崎県内（壱岐市）発生後の状況について

- ・ 壱岐市における感染者及び同行者 2 人、濃厚接触者 4 人の情報を共有した。

(2) 相談窓口の設置について

- ・ 総合相談窓口の設置及び各種相談窓口の案を配布し、各課にて検討するように依頼し、取りまとめ後に町ホームページに掲載することを確認した。

(3) 佐々町で発生した場合の対応について

- ・ 医療的な対応は県北保健所であり、現時点では町が医療的な対応をすることを想定されていないことを再度確認した。
- ・ 感染者が訪れた公共施設、民間施設等の消毒について、県北保健所から消毒方法等の説明はあるが、消毒そのものは施設管理者にて行わなければならないことを確認した。
- ・ 各家庭においても同様に、居住者にて消毒を行わなければならないことを確認した。
- ・ 民間施設や各家庭から消毒方法のお尋ねがあった場合は、町が消毒を行うわけではないが、消毒方法の説明・指導に出向く必要が生じることを確認した。ただし、件数が多ければ対応できなくなる可能性が高いことも確認した。
- ・ 消毒方法は、日常的に家庭で使用する市販の漂白剤や掃除用洗剤を薄めて使用すること、作成した消毒液をタオル等に浸して清拭すること、床や壁の消毒は不要であることを確認した。
- ・ 消毒の際は、防護服等は不要であり、マスクとビニール手袋の着用程度でよいこと、噴霧はウイルスをまき散らすことになるため行わないことを確認した。
- ・ 感染者が役場庁舎窓口に訪れた場合は、1 週間程度の窓口閉鎖となるため、代わりに窓口業務を行う場所、電算機器等の移設、システムの配線などの検討を行

い、動線を含めて事前に確認しておくことに決定した。

(4) その他

- ・ 各町内会の総会について、自粛要請をすることに決定した。
- ・ 職員が常駐する公共施設について、10時、12時、15時、17時に窓を開けて10分間の換気を行うことに決定した。

以 上